

◇ 農地法第3条許可事務の流れ

農業委員会では、皆様からのご相談に対し、そのご要望に応じて必要な手続きなどをご説明いたします。また、申請書の受付から許可書の交付までの事務の標準処理期間を30日と定め、迅速な許可事務に努めております。

なお、ご相談から許可申請・許可書交付までの流れは以下のとおりです。

◆申請者の方の流れ

<p>申請についての相談 ↓</p>	<p>※ 下記の農業委員会事務局までお越しいただくか、お電話をお願いいたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本局：市役所みなと大通り別館4階 電話 099-216-1466 ・谷山支局：谷山支所内 電話 099-269-8489 ・伊敷支局：伊敷支所内 電話 099-220-6035 ・吉野支局：吉野支所内 電話 099-244-7111 ・吉田支局：吉田支所内 電話 099-294-1218 ・桜島支局：桜島支所内 電話 099-293-2356 ・喜入支局：喜入支所内 電話 099-345-3756 ・松元支局：松元支所内 電話 099-278-2305 ・郡山支局：郡山支所内 電話 099-298-4860
<p>申請書の記入 ↓</p>	<p>※ 申請内容に応じて申請書をご記入いただきます。申請書は最寄りの農業委員会事務局各窓口でお受け取りになるか、市役所ホームページからダウンロードすることもできます。</p> <p>なお、記入に当たっては別添の記入例をご参照ください。</p> <p>※ 農地を借りる場合は、農地所有適格法人以外の法人も許可を受けることができます。(解除条件付契約書などの若干の要件があります。)</p>
<p>必要書類の入手 ↓</p>	<p>※ 別添の必要書類一覧をご参照ください。</p> <p>なお、申請内容に応じて必要書類が異なる場合があります。</p>
<p>申請書提出前の再確認 ↓</p>	<p>※ 記入漏れや必要書類の不足があると、追加提出等により許可まで時間がかかったり、不許可になったりする場合があります。申請前にもう一度、記入例や必要書類チェックリストでご確認ください。</p>
<p>申請書の提出/受付 ↓</p>	<p>※ ご足労ですが<u>申請農地を管轄する</u>農業委員会事務局の本局または各支局までお越しくください。</p> <p>※ 「申請書受付のお知らせ」をお渡しいたしますので、許可書の交付までの流れをご確認ください。</p> <p>※ <u>毎月10日が受付締切日</u>です。ただし、締切日が日曜日、祝日、閉庁日の場合には、その前日の開庁日です。</p>